

地域包括支援センターの担当圏域の一部見直しについて

1 概要

地域組織からの要望を踏まえ、燕沢地域包括支援センターの担当圏域の一部を、鶴ヶ谷地域包括支援センターの担当圏域に変更する。

2 理由

第5期高齢者保健福祉計画における地域包括支援センターの担当圏域の設定に当たっては、本運営委員会第4期第6回会議(平成23年8月3日開催)において次のとおり基本方針を定め、これに基づき担当圏域の設定を行ったところである。今回の地域組織からの要望については、当該基本方針の趣旨からも、圏域の見直しを行うことが妥当と考えられる。

次期高齢者保健福祉計画における地域包括支援センターの担当圏域の設定にあたっては、次の(1)～(4)を基本方針とした上で、担当するセンターが変更となる時の住民への影響や町内会をはじめとする地域組織との関係、市の財政負担への影響などを考慮して検討するものとする。

- (1) 担当圏域内の高齢者人口が、国が定める高齢者人口の基準(以下「国基準」という。)の上限を超えるときは、国基準に合わせた担当圏域の設定となるよう見直しを行う。
- (2) 担当圏域内に複数の日常生活圏域を有しているものが国基準の上限を超えるときは、日常生活圏域ごとに分割することを基本とし、小学校区や地理的要因、地域組織の担当区域等を勘案して分割する。
- (3) 担当圏域が日常生活圏域と同一のものが国基準の上限を超えるときは、配置職員の増により対応することを基本とする。ただし、要支援認定者数が著しく多いなどの状況から、配置職員の増による対応では担当圏域全体へのきめ細かな対応が困難であると見込まれる場合は、圏域の分割を含めた見直しを行う。
- (4) この他、担当圏域内の高齢者人口が国基準の上限を超えていないものの、当該地域の高齢者を取り巻く状況や、地域組織との関係等から、早急な見直しが必要であると判断される場合には、上記に準じて圏域の見直しを行う。

※下線は今回の判断にあたり該当すると思われる部分。

3 具体的な見直し案

※かっこ内の高齢者人口は、25年4月1日現在のもの

- (1) 対象圏域: 燕沢包括支援センター担当圏域(4,646人)、
鶴ヶ谷地域包括支援センター担当圏域(3,421人)
- (2) 見直し後: (新)燕沢圏域(3,195人)、(新)鶴ヶ谷圏域(4,872人) ※影響人員1,451人
- (3) 内 容: 鶴ヶ谷1丁目、鶴ヶ谷6丁目、鶴ヶ谷7丁目、鶴ヶ谷8丁目、鶴ヶ谷東2丁目の一部及び鶴ヶ谷東4丁目の一部を鶴ヶ谷地域包括支援センターの担当圏域とする。
- (4) 位置 図: 別紙のとおり
- (5) 変更時期: 平成26年4月1日より適用する。